

第4編 放射性物質事故編

第1章 基本方針	(放- 1)
第2章 放射性物質事故の想定	(放- 2)
第3章 放射性物質事故予防対策	
1 市内の放射性物質取扱事業所の把握	(放- 3)
2 情報の収集・連絡体制の整備	(放- 3)
3 通信手段の確保	(放- 3)
4 応急活動体制の整備	(放- 3)
5 緊急時被ばく医療体制の把握	(放- 3)
6 退避誘導體制の整備	(放- 4)
7 広報相談活動体制の整備	(放- 4)
8 防災教育・防災訓練の実施	(放- 4)
9 訓練の実施	(放- 4)
第4章 放射性物質事故応急対策	
1 情報の収集・連絡	(放- 5)
2 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施	(放- 5)
3 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置	(放- 5)
4 避難等の防護対策	(放- 5)
5 緊急輸送	(放- 5)
6 緊急時被ばく医療対策	(放- 5)
7 広報相談活動	(放- 6)
8 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等	(放- 6)
9 消防活動	(放- 6)
10 広域避難	(放- 6)
第5章 放射性物質事故復旧対策	
1 汚染された土壌等の除染等の措置	(放-11)
2 各種制限措置等の解除	(放-11)
3 被災住民の健康管理	(放-11)
4 風評被害対策	(放-11)
5 廃棄物等の適正な処理	(放-11)

第1章 基本方針

千葉県には「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、市及び県は、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」において、県外の原子力事業所の「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には含まれていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質もしくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性に鑑み、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

第2章 放射性物質事故の想定

市内及び県内の放射性物質取扱事業所で取扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3章 放射性物質事故予防対策

主な担当	消防防災課、生活環境課、消防本部、警察、夷隅健康福祉センター
------	--------------------------------

1 市内の放射性物質取扱事業所の把握

市及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

市及び県は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

3 通信手段の確保

市及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また、事故の状況によっては、消火活動などにおいて放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、国及び県、その他の関係機関との連携を図るものとする。

(3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、広域応援体制を検討するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

市、県、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

5 緊急時被ばく医療体制の把握

放射性物質事故の発生時に、放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な医療施設・設備についてあらかじめ把握しておくとともに、緊急時の搬送体制を検討するものとする。

6 退避誘導體制の整備

市は、放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、退避誘導體制の整備を検討するものとする。避難行動要支援者等や、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

7 広報相談活動体制の整備

市は、放射性物質事故発生時に、住民等からの問合せに係る窓口の設置や広報相談活動体制を検討する。

8 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

市及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

(2) 住民に対する知識の普及

市及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

(3) 訓練の実施

市及び県は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

9 訓練の実施

専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練の実施について検討するものとする。

第4章 放射性物質事故応急対策

主な担当	全班、消防本部、消防団、警察、夷隅健康福祉センター
------	---------------------------

1 情報の収集・連絡

市は、放射性物質の漏洩等の事故、運搬中の事故等が発生した場合、情報を収集し、速やかに以下の事項について、県、警察、消防機関及び関係機関等に通報するものとする。

- (1) 事故発生の時刻
- (2) 事故発生の場所及び施設
- (3) 事故の状況
- (4) 放射性物質の放出に関する情報
- (5) 予想される被害の範囲、程度等
- (6) その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、合わせて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村など関係機関等と対応策を協議するものとする。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、環境放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。

2 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、環境放射線緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握することとされており、市は、県の実施する環境放射線モニタリング等活動に協力するものとする。

3 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

市は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

4 避難等の防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講じるものとする。

5 緊急輸送

市は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携の上、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するものとする。

6 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

7 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問合せに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

- (1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ホームページ、千葉県防災ポータルサイト等により行うものとする。
- (2) 住民等（外国人を含む）からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

また、市は、地域住民が必要とする環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。

8 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

市及び県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲 料 水	10 ベクレル／キログラム
牛 乳	50 ベクレル／キログラム
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム
一 般 食 品	100 ベクレル／キログラム

9 消防活動

市内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

10 広域避難

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、県は運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受入れた場合、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に取得し、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

広域避難者を受入れる場合、公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E Aでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【別表】

1 配備基準

		放射性物質事故
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：生活環境課長） ※生活環境課長が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（生活環境課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 生活環境課 消防防災課
		関係機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1〜第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長（生活環境課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長（生活環境課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。 		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第5章 放射性物質事故復旧対策

主な担当	全班、夷隅健康福祉センター
------	---------------

1 汚染された土壌等の除染等の措置

市及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。放射性物質取扱事業所の事業者等は、市、県、国及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

2 各種制限措置等の解除

市及び県等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3 被災住民の健康管理

市及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談やこころのケアを実施するものとする。

4 風評被害対策

市は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

5 廃棄物等の適正な処理

市は、国、県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じるものとする。